



発行 新潟県

第47号

令和8年6月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

34 新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(経営普及課)

告 示

- 525 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 526 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止(福祉保健総務課)
- 527 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退(福祉保健総務課)
- 528 救急病院等の告示(地域医療政策課)
- 529 特定計量器定期検査(計量検定所)
- 530 保安林の指定(治山課)
- 531 連携管理保全計画の認可(農地計画課)
- 532 連携管理保全計画の認可(農地計画課)
- 533 連携管理保全計画の認可(農地計画課)
- 534 連携管理保全計画の認可(農地計画課)
- 535 土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 536 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 537 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 538 道路の区域変更(道路管理課)
- 539 道路の供用開始(道路管理課)
- 540 道路の区域変更(道路管理課)
- 541 道路の供用開始(道路管理課)
- 542 道路の区域変更(道路管理課)
- 543 道路の供用開始(道路管理課)
- 544 道路の区域変更(道路管理課)
- 545 道路の区域変更(道路管理課)
- 546 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

- 新潟県農業大学校の学生募集(経営普及課)
- 家畜人工授精に関する講習会の開催(畜産課)
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験実施(畜産課)

公安委員会規則

- 8 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則(情報技術企画課)
- 9 新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則(交通指導課)

公安委員会告示

- 74 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の廃止(情報技術企画課)

規 則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第34号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第94号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）、<u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）</u>の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）<u>及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）</u>の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成25年政令第162号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連</p>

年政令第310号)、間伐等特措法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令(平成25年政令第162号)、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)、みどりの食料システム法及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令(令和4年政令第229号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号) 及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第525号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 おおたに整形外科クリニック	三条市一ノ門2丁目1番7号	令和8年5月1日
もみじ薬局東三条店	三条市東三条2丁目3番4号	令和8年5月1日
樋口内科医院扇町	柏崎市扇町2番3号	令和8年5月1日

たかやま調剤薬局	十日町市春日町3丁目114番地	令和8年5月1日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	令和8年5月1日
田中歯科医院	佐渡市両津湊279	令和8年5月1日
たなか整形外科クリニック	燕市地藏堂本町3丁目1番22号	令和8年5月1日

◎新潟県告示第526号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年6月19日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団 大溪外科医院	三条市一ノ門2丁目2-35	令和8年4月30日
奥田皮膚科クリニック	三条市鶴田2丁目1番15号	令和8年5月15日
アリア調剤薬局	三条市東三条2丁目3番4号	令和8年4月30日
樋口内科医院扇町	柏崎市扇町2番3号	令和8年4月30日
ユリノキ調剤薬局	加茂市幸町1丁目16番26号	令和8年4月15日
たかやま調剤薬局	十日町市春日114	令和8年4月30日
松之山薬局本店	十日町市松之山1600番地	令和8年4月30日
相澤内科医院	上越市昭和町1丁目3番26号	令和8年4月30日
望月薬局 昭和町店	上越市昭和町1-3-3	令和8年5月1日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	令和8年4月30日
田中歯科医院	佐渡市両津湊279	令和8年4月30日
坂上医院	胎内市本町3-29	令和8年4月30日
やよい調剤薬局	胎内市本町3-31	令和8年5月12日

◎新潟県告示第527号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から指定の辞退の届出があった。

令和8年6月19日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
愛育デンタルクリニック矯正歯科・小児歯科	三条市西裏館1丁目6番18号	令和8年6月18日

◎新潟県告示第528号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 町立湯沢病院
- 2 所 在 地 南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1
- 3 有効期間 令和8年10月22日から
令和11年10月21日まで

◎新潟県告示第529号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、加茂市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
7月21日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	加茂市産業センター	加茂市全域
7月22日（水）			
7月23日（木）			
7月24日（金）			
7月27日（月）			
7月28日（火）		加茂市役所 車両棟	
7月29日から令和9年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年6月19日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県十日町市福島字大袖山2506
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び十日町市役所に備えて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第531号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の11第1項の規定により、次のとおり連携管理保全計画を認可した。

令和8年6月19日

新潟県新潟地域振興局長

連携管理保全計画の名称	連携管理保全計画を定めた者の所在及び名称	認可年月日
新津郷地域水土里ビジョン	新潟市秋葉区新津4540番地 新津郷土地改良区	令和8年6月5日

◎新潟県告示第532号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第57条の11第1項の規定により、次のとおり連携管理保全計画を認可した。

令和8年6月19日

新潟県新潟地域振興局長

連携管理保全計画の名称	連携管理保全計画を定めた者の所在及び名称	認可年月日
阿賀野川左岸地域水土里ビジョン	新潟市秋葉区草水町1丁目144番地 阿賀野川左岸土地改良区連合	令和8年6月5日

◎新潟県告示第533号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の11第1項の規定により、次のとおり連携管理保全計画を認可した。

令和8年6月19日

新潟県新潟地域振興局長

連携管理保全計画の名称	連携管理保全計画を定めた者の所在及び名称	認可年月日
早出川地域水土里ビジョン	五泉市木越600番地1 早出川土地改良区	令和8年6月5日

◎新潟県告示第534号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の11第1項の規定により、次のとおり連携管理保全計画を認可した。

令和8年6月19日

新潟県新潟地域振興局長

連携管理保全計画の名称	連携管理保全計画を定めた者の所在及び名称	認可年月日
亀田郷地域水土里ビジョン	新潟市江南区東早通一丁目2番25号 亀田郷土地改良区	令和8年6月8日

◎新潟県告示第535号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営伊米ヶ崎中央地区区画整理・農業用排水施設整備(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県魚沼地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年6月22日から令和8年7月17日まで
- 3 縦覧に供する場所

新潟県魚沼地域振興局農業振興部ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第536号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を令和8年6月9日認可した。

令和8年6月19日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第537号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和8年6月22日から令和8年7月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
佐渡市 金井土地改良区	金井 土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	佐渡市農林 水産振興課 ウェブサイト	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市大長谷字馬ノ瀬108番から 同市大長谷字清水下39番1まで	新	10.8～34.3メートル	368.4メートル
	旧	8.7～34.3メートル	370.7メートル

◎新潟県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
胎内市大長谷字馬ノ瀬108番から同市大長谷字清水下39番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年6月19日

◎新潟県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市榎船渡字越廻り105番4から 同市榎船渡字越廻り110番1まで	新	15.0～20.0メートル	51.6メートル
	旧	15.0～16.8メートル	51.6メートル

◎新潟県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 460号
- 2 供用開始の区間
阿賀野市榎船渡字越廻り105番4から同市榎船渡字越廻り110番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年6月19日

◎新潟県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市駒込字山崎1669番2から	新	7.2～15.1メートル	523.6メートル
同市駒込字赤坂1831番1まで	旧	5.2～15.1メートル	523.4メートル

◎新潟県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 下田見附線
- 2 供用開始の区間
三条市駒込字山崎1669番2から同市駒込字赤坂1831番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年6月19日

◎新潟県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

三条市駒込字赤坂1833番1から	新	8.3～23.9メートル	701.2メートル
見附市杉澤町字小平695番1まで	旧	5.2～15.4メートル	701.2メートル

◎新潟県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地
 ・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市馬場庚173番1から	新	7.4～42.8メートル	503.3メートル
同市伊達字石原田辛29番1まで	旧	7.4～41.8メートル	502.8メートル

◎新潟県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地
 ・行政課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 十日町当間塩沢線
- 2 供用開始の区間
十日町市馬場庚173番1から同市伊達字石原田辛29番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年6月19日

公 告

新潟県農業大学の学生募集について（公告）

令和9年度の新潟県農業大学の学科学生を下記により募集する。

令和8年6月19日

新潟県農業大学校長 渡部 浩

- 1 所在地
新潟県新潟市西蒲区巻甲12021
- 2 募集定員

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作専攻
園芸経営科	30人程度	野菜専攻、果樹専攻、花き専攻
畜産経営科	10人程度	酪農専攻、肉畜専攻
合 計	80人	

3 修業年限

2年（卒業時、短期大学卒業同等資格（人事院規則による。））

4 出願資格

(1) 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。

なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

ア 学校推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校若しくは中等教育学校を令和9年3月卒業見込みの者

(イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

(ウ) 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者

(エ) 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の学習成績の状況」が3.0以上の者

(オ) 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれにも該当すると認めた者とする。

(ア) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者は除く。）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者

a 認定新規就農者

b 認定農業者の後継者

(イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

(ウ) 本校卒業後、認定新規就農者にあつては新潟県内の地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては新潟県内の当該経営を継承する強い意志がある者

(エ) 合格した場合は、入校することを確約できる者

(2) 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(令和9年3月卒業見込みの者を含む。)又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者

イ 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

ウ 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

5 出願方法

(1) 新潟県庁ホームページの電子申請システムにより、入校願書と顔写真を提出し、その他の調査書等は郵送する。

(2) その他の調査書等の郵送は、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

6 出願書類（Webによる出願）

(1) Webによる提出書類

ア 入校願書

イ 顔写真（画像データ、形式JPEG、データ容量が100KB以下は不可）

(ア) 出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽無背景のもの（背景は無地とし、白、青、またはグレー壁で撮影すること）

(イ) 次のような写真は受付できない。

a 被写体が小さい

b 頭上の余白部分が多い

c 画質が粗い

(2) 郵送による提出書類

ア 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書（厳封）

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出の

こと。

イ 営農状況等調査書

ウ 学校推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

エ 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書、及び認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

7 出願期間

(1) 推薦入校試験

ア 学校推薦

令和8年9月24日(木)～9月30日(水)

イ 地域推薦

令和8年9月24日(木)～9月30日(水)

(2) 一般入校試験

ア 前期

令和8年11月9日(月)～11月12日(木)

イ 中期

令和8年12月24日(木)～令和9年1月6日(水)

ウ 後期

令和9年2月15日(月)～2月24日(水)

一般入校試験中期及び後期の募集定員数は、本校ホームページに掲載する。

なお、一般入校後期試験は、それまでの合格者数により実施しないことがある。

8 出願上の注意事項

(1) 志望先として第2志望の学科専攻部門を申請することができる。(第2希望がなければ第1希望のみで良い)

(2) 調査書等の郵送は、封筒の表に「入校試験関係書類在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

(3) 障害等を有する入校志願者の事前相談について

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者又は関係者等と面談を行うことがある。

(4) 出願資格の審査について

一般入校において、学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有するとして志願を予定する者は、出願資格の審査のため、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

9 調査書等の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して電子メールで出願者本人に送付する。

11 入校考査料 2,200円

(1) 電子申請システムによるクレジット決済、またはネットバンキング支払いすること。

(2) 入校願書受付後は、原則として入校考査料は返還しない。

12 入校試験

(1) 日時

ア 推薦入校試験

令和8年10月30日(金) 午前8時50分から

イ 一般入校試験

(ア) 前期

令和8年12月4日(金) 午前8時50分から

(イ) 中期

令和9年1月22日(金) 午前8時50分から

(ウ) 後期

令和9年3月8日(月) 午前8時50分から

(2) 試験科目

ア 推薦入校試験

小論文、数的能力、適性検査及び面接

イ 一般入校試験

小論文、数的能力及び数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

13 合格発表

(1) 発表日

ア 推薦入校試験

令和8年11月9日(月) 午前10時

イ 一般入校試験

(ア) 前期

令和8年12月14日(月) 午前10時

(イ) 中期

令和9年2月1日(月) 午前10時

(ウ) 後期

令和9年3月10日(水) 午前10時

(2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nogyodai/> ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。

あわせて、合格者には誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。

なお、不合格者には通知しない。

(3) 追加合格

合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の開示等

(1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

ア 開示内容

学科の一般入校試験の科目別(小論文、数的能力及び数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎)得点

イ 開示時期

(ア) 一般入校前期試験

令和8年12月14日(月)～令和9年1月13日(水)

(イ) 一般入校中期試験

令和9年2月1日(月)～2月26日(金)

(ウ) 一般入校後期試験

令和9年3月10日(水)～4月2日(金)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室

エ 請求方法

受験者(本人に限る)が受験票を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

(2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

ア 入校者選抜(出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等)、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務

イ 入校に伴う教務事務(学籍、修学指導等)、学生支援事務(健康管理、奨学資金申請、後援会等)、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

15 入校手続

- (1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。
- (2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。

16 入校料

本校に入校しようとする者は、5,650円(予定)の入校料を入校手続する際に納めること。
なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料及び寄宿料

学生は、月額9,900円(予定)の授業料及び月額1,980円(予定)の寄宿料を毎月25日までに納めること。
なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間約120万円)

19 就農予定者への修学資金の貸与

就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。

(1) 貸与額

月額16,000円(予定)

(2) 利子

無利子

(3) 貸与要件

ア 卒業後、県内において就農を予定する者

イ 学業成績が優秀である者

ウ 経済的に修学が困難な者

(4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。

20 奨学金

就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。

21 学生寮への入寮

原則として全寮制とする。

22 その他

募集要項及び入校願書等については、ホームページからダウンロードし印刷して利用するか、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。

家畜人工授精に関する講習会の開催について(公告)

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和8年8月17日(月)から9月11日(金)まで

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

3 対象となる家畜の種類

牛

4 受講手続

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程(昭和28年新潟県告示第1155号)第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月21日(火)まで(必着)に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

5 受講募集人数

10人程度(受講希望者が募集人員を超過した場合は選考により受講者を決定する)

- 6 受講資格
家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しない者。
- 7 受講手数料
40,000円
- 8 問合せ先
- | | |
|------------------|--------------|
| 新潟県農林水産部畜産課 | 025-280-5308 |
| 新潟県中央家畜保健衛生所 | 0256-88-3141 |
| 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所 | 0259-63-2676 |
| 新潟県下越家畜保健衛生所 | 0254-22-3067 |
| 新潟県中越家畜保健衛生所 | 025-794-2121 |
| 新潟県上越家畜保健衛生所 | 025-526-9441 |

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和8年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

令和8年6月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 期間
令和8年9月14日（月）及び15日（火）
- 2 場所
新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年6月19日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則
新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年新潟県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月19日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則
新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年新潟県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第3条関係) (表)

第 年 月 日 殿 新潟県公安委員会 印	
弁 明 通 知 書 あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。 なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。	
記	
この弁明通知書の番号	第 号
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
予 定 さ れ る 納 付 命 令 の 内 容	円 の放置違反金の納付命令
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法第51条の4第4項
納 付 命 令 の 原 因 と な る 事 実	あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。 <input type="checkbox"/> 違反日時 <input type="checkbox"/> 違反場所 <input type="checkbox"/> 違反車両番号 <input type="checkbox"/> 違反態様
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着
備 考	
注 弁明の機会の付与に際しての留意事項 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。 なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。	

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされます（道路交通法第51条の4第10項及び第11項）ので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

2 仮納付の期限及び公示による納付命令について

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。
- (2) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号をインターネットにより掲載するとともに、新潟県警察本部（新潟県新潟市中央区新光町4番地1所在）内に設置した新潟県公安委員会の掲示板に掲示し、又はモニター等に表示することにより行います。

照 会 先

～ 車検拒否制度に関するお知らせ ～

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

～ 車両の使用制限命令に関するお知らせ ～

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第74号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）は、令和8年6月19日をもって廃止する。

令和8年6月19日

新潟県公安委員会

委員長 櫻 井 香 子